

5 改良 高齢、障害による身体機能の低下に対応するため居住の安全性に配慮した住宅へ改善すること又は家族構成に応じた間取りの変更等に伴う住宅部分の床面積を増加すること若しくは住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築することをいう。

6 耐震診断 住宅の耐震性能を調査するための診断をいう。

第2条第7号を削り、同条第8号中「第5号から前号までに掲げる」を「第5号に規定する」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3条中「規則で定める金融機関から住宅改良資金を借り入れて」を削り、「改良しようとする」を「改良し、又は耐震診断をしようとする」に改め、同条第1号中「増築、改築又は改修」を「改良」に、「備えた者」を「備えたもの」に改め、同号に次のように加える。

二 規則で定める金融機関から住宅改良資金を借り入れていること。

第3条第2号中「改修」を「改良」に、「管理組合である」を「管理組合で、規則で定める金融機関から住宅改良資金を借り入れている」に改め、同条に次の1号を加える。

3 耐震診断をしようとする自己用住宅の所有者（第1号イからハまでの要件を備えたものに限る。）又は管理組合であること。

第4条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条中「工事」を「工事及び耐震診断」に改める。

第5条を次のように改める。

（助成金の額）

第5条 助成金は、次の各号に掲げる額とする。ただし、規則で定める限度額を超えないものとする。

1 住宅改良工事にあっては、金融機関から前条に規定する助成対象工事として借り入れた額（介護保険法（平成9年法律第122号）第40条第4号の規定に基づく居宅介護住宅改修

費の支給の対象となる工事その他の住宅改良を要件として得られる給付の対象となる工事相当額は除く。）に100分の10を乗じて得た額

2 耐震診断にあっては、耐震診断に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

住宅改良助成の内容を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第123号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
足立区立学校設置条例（昭和39年足立区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の2中学校の部足立区立第一中学校の項中「千住河原町4番7号」を「千住一丁目25番1号」に改める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

第一中学校の改築に伴い、仮設校舎に移転する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第124号議案

足立区職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日